

第7 意見

今回の監査の実施を通じて、特に留意されるべき事項について、次のとおり意見を述べる。

第一に、財政援助団体との情報交換、共有の推進である。

今回監査において指摘した社会福祉協議会への補助金及び軽井沢少年自然の家の収支報告書の両案件については、単に財政援助団体から提出された決算一覧表を確認するだけでは、その正確性を確認することができず、会計手続の中で作成される様々な帳票と突合しなければ、当該報告書の審査ができないものであった。

令和5年度の定期(財務)監査の総括意見でも述べているが「適正な補助金、助成金の執行は、区民や民間事業者と協働していく上で、区の信頼性を担保するものである。」ことを十分認識するべきである。

審査を適正に実施していくためには、確認のためにどのような帳票を求めるのか、いつから着手していくのかなど、解決を要する様々な課題がある。

各団体とのコミュニケーションの強化を図り、これらの課題に適切に対応されたい。

その際、ICTツールやシステムの活用による事務の効率化や、財政援助を受

ける団体の事務の簡素化を合わせて考えるなど、一步踏み込んだ視点から、区と財政援助を受ける団体の相互体制が強化され、効果的かつ正確な事務の執行が可能となるよう進められたい。

第二に、監査の機会を課題確認、解決の契機とする取組の強化である。

今回監査において、指定管理により運営する軽井沢少年自然の家の事業計画書の受理にあたり、指摘事項3のとおり、監査委員から命を受けた監査事務局長からの照会に対して、事実と異なる回答があった。

令和4年度の定期(財務)監査における意見でも付したとおり、我々監査委員が監査を行う目的は、不正又は非違の発見を旨とする点以上に、区民の税金でまかなわれている様々な行政活動が、区民の福祉の増進に向け、最少の経費で最大の効果を挙げるべく取り組まれているかという点を確認検証することである。

そのためには、事実を正確に把握し、課題解決に向けた検討を進めることが不可欠である。

監査の機会を問題の合規性、効率性、経済性、有効性の観点から課題を検証し、改善を進める重要な機会として再認識し、監査事務局からの照会を真摯に受け止め、正確かつ本質的な状況の把握を行う職場風土の構築を改めて求めたい。

最後に、区が財政援助を行う団体は、区民への重要なサービスを担っている。その財政援助を行うにあたっては、団体が区民へのサービスの重要な役割を果たしていることを十分に認識の上、団体とのパートナーシップを前提としたコミュニケーション、事務の在り方の見直しを進められたい。

それを踏まえ、引き続き、効果的な区民サービスが効率的に展開されていくことを期待する。